

食品衛生法における検査機関の登録制度について

1. 食品衛生法に基づく公権力の行使

- ◎ 厚生労働大臣及び都道府県知事は、国民の健康の保護を図るため、健康被害につながる食品等が製造・販売等されている場合には、当該食品等の製造販売業者に対して、
- ・ 当該食品等の回収・廃棄処分（法第54条）
 - ・ 営業許可の禁止又は停止（法第55条）
- 等を命ずることができることとされている。

2. 登録検査機関の位置づけ

- ◎ 厚生労働大臣・都道府県知事は、これらの行政権限を的確に行使するため、必要に応じて、食品等の製造・販売事業者等に対して、登録検査機関の行う検査を受けるべきことを命ずることができることとされている。（法第26条）

食品衛生法に基づく登録検査機関は、

- ・ 公衆衛生の確保のため、
- ・ 公権力行使の判断の基となる検査を担うもの。

【登録検査機関の登録の要件】

[法第33条]

検査機関の実施する検査の種類ごとに必要な設備やその他の要件を規定。（別表参照）

【検査の義務】

[法第35条]

登録検査機関は、

- ・ 正当な理由がある場合を除き、検査を行わなければならない。
- ・ 公正かつ技術上の一定の基準に適合する方法により検査を行わなければならない。

【登録検査機関に対する監視指導】

[法第41～43条]

登録検査機関がその要件に適合しなくなった場合等の厚生労働大臣の命令権限を規定。（適合命令、改善命令、業務停止及び登録取消）

[法第47条]

厚生労働大臣が登録検査機関の状況を把握するための報告聴取、立入検査等の権限を規定。

【参考】 食品衛生法

第三十三条 厚生労働大臣は、第三十一条の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。

一 別表の第一欄に掲げる製品検査の種類ごとに、それぞれ同表の第二欄に掲げる機械器具その他の設備を有し、かつ、製品検査は同表の第三欄に掲げる条件に適合する知識経験を有する者が実施し、その人数が同表の第四欄に掲げる数以上であること。

二・三（略）

②（略）

別表（第33条関係）

理化学的検査	一 遠心分離機 二 純水製造装置 三 超低温槽 四 ホモジナイザー 五 ガスクロマトグラフ 六 ガスクロマトグラフ質量分析計 （食品に残留する農薬取締法第一条の二第一項に規定する農薬の検査を行う者に限る。） 七 原子吸光分光光度計 八 高速液体クロマトグラフ	（略）	（略）
細菌学的検査	（略）	（略）	（略）
動物を用いる検査	（略）	（略）	（略）